

千葉市教育委員会所管契約に係る入札参加資格等審査会設置要綱

(設置)

第1条 教育委員会の所管に係る契約（以下単に「契約」という。）に関し必要な審査を行うため、教育総務部入札参加資格等審査会、学校教育部入札参加資格等審査会及び生涯学習部入札参加資格等審査会（以下「審査会」と総称する。）を教育委員会事務局内に置く。

(所掌事務)

第2条 審査会は、各部における1件あたりの設計金額（予定価格）が1,000万円以上の契約に係る次に掲げる事項を審査する。

- (1) 指名競争入札の方法により行う理由及び指名業者の選定に関すること。
- (2) 一般競争入札及び希望型指名競争入札における入札参加資格の設定に関すること。
- (3) 随意契約の相手方及び理由に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、契約に関し必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、審査会は、次に該当する場合は審査を行わない。

- (1) 施行決定を省略する場合
- (2) 他局に入札又は見積の執行を依頼する場合
- (3) 別途審議会等により前項の規定による審査と同等の審査を行った場合
- (4) 教育委員会事務局業務委託希望型指名競争入札実施要領第5条第2項により指名競争入札に切替える場合
- (5) 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号により随意契約に切替える場合

(組織)

第3条 審査会は、別表に掲げる委員長及び委員をもって組織する。

(職務)

第4条 審査会の委員長は、会務を総理する。

2 審査会の委員長に事故があるとき又は欠けたときは、別表において委員長の職務を代理する者として定めるものがその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会は、必要の都度、委員長が招集する。

2 審査会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開催することができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、急施を要し、又は審査会の会議を開催する暇のないときは、委員に回議してこれに代えることができる。

5 委員長は、審査に必要があるときは、関係職員に対し必要な資料を提出させ、又は審査会に出席させて説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、別表に掲げる課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に

定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 1 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 審査会の組織

名 称	委 員 長	委 員	庶 務
教 育 総 務 部 入札参加資格等 審査会	教育総務部長	総務課長 (委員長の職務を代理 する者)	総務課
		企画課長	
		教育職員課長	
		教育給与課長	
		学校施設課長	
学 校 教 育 部 入札参加資格等 審査会	学校教育部長	総務課長	総務課及び学事課
		学事課長 (委員長の職務を代理 する者)	
		教育改革推進課長	
		教育指導課長	
		教育支援課長	
		保健体育課長	
生 涯 学 習 部 入札参加資格等 審査会	生涯学習部長	総務課長	総務課及び生涯学習 振興課
		生涯学習振興課長 (委員長の職務を代理 する者)	
		文化財課長	
		中央図書館管理課長	